

○三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則

平成12年3月31日規則第11号

(趣旨)

**第1条** この規則は、三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年三春町条例第43号)。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の際の控除額)

**第2条** 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、条例第3条第1項及び第2項に規定する者に係る医療費の一部負担金の額を登録世帯(ひとり親家庭の親及び児童をもって1登録世帯、父母のない児童をもって1登録世帯とする。)ごとに合算して1,000円とする。

(受給資格の登録)

**第3条** 条例第5条に規定する申請書は、様式第1号によるものとし、受給資格の登録日は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、申請書を受理した日が月の初日であるときは、その日とする。

2 条例第5条に規定する登録は、登録した日以後において最初に到来する7月31日まで有効とし、有効期間の満了後引き続き医療費の助成を受けようとする者は、事前に様式第1号による登録更新申請書を提出しなければならない。

(受給資格者証の交付)

**第4条** 町長は、条例第5条の規定による申請があったときは、条例に定める要件に適合するかどうかを審査し、適合するときは当該申請者に対し様式第2号による受給資格者証を交付する。

(助成の申請)

**第5条** 条例第6条に規定する申請は、ひとり親家庭医療費助成申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 療養に関し、医療保険各法(条例第2条に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。)の規定による高額療養費又は高額医療費が支給される場合 高額療養費支給決定通知書、高額医療費支給決定通知書等又は高額療養費若しくは高額医療費の積算基礎を明らかにした書類

(2) 療養に関し、医療保険各法の規定による高額療養費又は高額医療費が支給されない場合で、条例第2条に規定する医療費の一部負担金(国等による給付又は保険者等による附加給付等の額を控除する前の額をいう。)が、21千円以上であるとき 高額療養費(高額医療費)支給に関する申立書(様式第3号の2)

(助成の決定)

**第6条** 町長は、条例第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成額を決定し、様式第4号により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(変更届出の義務)

**第7条** 受給資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、様式第5号の変更届出書に受給資格者証を添付して速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 加入保険に係る被保険者証の記載事項
- (3) ひとり親家庭の児童の受給資格
- (4) その他当初の受給資格登録申請書に記載した事項

(受給資格者証の再交付)

**第8条** 受給資格者証を破損し、又は亡失したことにより、受給資格者証の再交付を受けようとする者は、様式第6号の再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けるものとする。

(受給資格者証の返還)

**第9条** 受給資格者の全員がその資格を喪失したときは、ひとり親家庭にあっては当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童にあっては当該父母のない児童（当該父母のない児童を監護する養育者等がいる場合には当該養育者等）が、速やかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 三春町母子家庭医療費の助成に関する施行規則（昭和59年三春町規則第6号）は、廃止する。
- 3 平成12年4月中に受給資格の登録申請を受理した場合の受給資格の登録日は、規則第3条の規定にかかわらず、平成12年4月1日とする。

#### 附 則（平成16年2月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則は、平成15年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成18年5月26日規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成18年9月30において受給資格の登録を受けていた者の中、改正後の条例第3条第3項第4号に該当する者の登録の有効期間は、この規則の規定にかかわらず、同日までとする。

#### 附 則（平成20年2月14日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月28日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例施行規則、三春町高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料条例施行規則、三春町保育所管理運営規則、三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例施行規則、三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則、三春町認可外保育所管理運営規則、三春町身体障害者福祉法施行細則、三春町補装具費の支給に関する規則、三春町自立支援医療費（更生医療）の支給に関する規則、三春町子育て支援助成金条例施行規則及び三春町子育て支援医療費助成に関する規則（以下「規則等」という。）の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則等の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、必要な改定を加えたうえ、なお当分の間、使用することができる。